

# 第 9 章

## アンデス地域統合の法的側面

——紛争処理制度を中心に——

### はじめに

ラテンアメリカ地域では、1980年代末以降、経済統合の再活性化の動きが急速に進展している。この地域では1960年代、輸入代替工業化の隘路を克服し、域内の工業化の促進と貿易の拡大を図るため、ラテンアメリカ自由貿易連合（1960年、LAFTA、1980年にALADIに再編成）、中米共同市場（1961年、CACM）、アンデス地域統合（1969年、ANCOM）の経済統合が相次いで設立された。これらの地域的経済統合は初期段階においてかなりの経済成果をみたが、70年代にその非効率な資源配分が追求された結果、経済統合の過程は大きく停滞し、さらに80年代には累積債務問題の発生により一層後退した。しかし、近年の経済統合の再活性化では、従来軽視されてきた資源配分の効率化、規模の経済性は経済自由化による市場競争、貿易の促進を梃子に追求することが試みられている。

こうした中で、経済統合の再編成の動きが最も顕著に進行し、かつ注目すべきものにアンデス地域統合がある。周知のように、この地域統合はLAFTA、CACMの経済統合の過程および統合組織と比較して、総じて次のような特徴をもって発展してきた。

第1に、アンデス地域統合はLAFTA、CACMの経験を基盤に設立された

ことから、経済統合の過程は当初、LAFTA 内の一準地域単位として、関税同盟の形成に加え、総合的な部門別開発計画、共通外資政策等の政策面での調整および共同開発政策の実施を通じて地域共同市場の実現が推進されてきたことにある。そこでは経済開発における共通の課題が前提とされ、「共同体利益」(community interest) の考えが強く存在していた。

第 2 に、経済統合の実施メカニズムおよび組織機構にもこうした「共同体利益」が反映され、それらは総じて「共同体法」(community law) によって規律されてきたことである<sup>(1)</sup>。

第 3 に、「共同体法」の解釈および履行確保が、常設的かつ独自の紛争解決機関、すなわちアンデス司法裁判所によって担われてきたことである。

このように、アンデス地域統合は「共同体利益」を強く反映した地域的国際機構としての特色をもち、すでにその発足から20余年を経過する。

もっとも、従来の経済統合の停滞の大きな要因としては、まず統合機構に統合過程それ自体が生み出す諸問題を解決する経済的可能性の追求に大きな困難を伴っていたことが指摘される<sup>(2)</sup>。しかし同時にこの過程では、経済統合の実施メカニズムを有効に作動させる統合機構の組織・機能、意志決定過程や執行、履行確保の問題が存在していたといわねばならない。それゆえ、70 年代半ば以降の経済統合の停滞と危機を背景に設立されたアンデス司法裁判所は、経済統合過程を規律する「共同体法」の履行確保において重要な機能を担うものとして期待してきた。

他方、アンデス地域統合は1987年の「キト修正議定書」の採択を契機に一つの大きな転換過程を迎えている。それは、同議定書のもとで地域統合過程の再活性化と統合組織の強化が目指されたことである。特に経済統合の再編成においては、各国の域内の貿易自由化を基礎に、1992年 1 月の自由貿易地域の設置、対外共通関税の実施の他、共通外資政策の相次ぐ緩和と投資紛争の一方的国内法化等が急速に推し進められる一方、アンデス司法裁判所は統合組織の最高機関に組み入れられ、同司法裁判所の機能が大きく見直されつつある。

そこで本章では、アンデス地域統合法の進展を踏まえ、地域統合の紛争処理手続制度、特にアンデス司法裁判所の発展とその法構造、特質を瞥見し、さらに経済統合の法的枠組みにおいてそれが抱えている問題点を検討する。

## I アンデス地域統合法の進展過程

### 1. アンデス地域統合協定の生成

アンデス地域統合は、LAFTAのサブリージョナルな経済統合として、1969年5月にアンデス地域統合協定（カルタヘナ協定；以下、協定）<sup>(3)</sup>にもとづいて成立した。正式加盟国は、当初、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルーの5カ国で、ベネズエラは1973年12月に加盟した。

これらの加盟国は、LAFTA域内諸国において経済的に市場規模が狭小であり、特に60年代に入り輸入代替工業化の隘路の深刻な問題に直面していた。同協定の成立前の1966年8月ボゴタ宣言<sup>(4)</sup>は、LAFTAの「比較的低開発国」ならびに「市場狭小国」の経済発展を促進するため、貿易自由化と産業補完協定の双方においてサブリージョンの形成を謳い、67年4月には米州大統領宣言<sup>(5)</sup>においてアンデス地域統合の政治的承認が行われた。こうしてカルタヘナ協定が成立した。

同地域統合は、域内市場形成に関する経済協力形態を発展させるため関税同盟の形成を出発点としている<sup>(6)</sup>。しかし協定はまた、域内市場において共通のルールのもとで公正な競争を目指し、かつ産業補完や開発政策における共通政策を目指していたことから、より進んだ共同市場への移行という目的を有するものであった<sup>(7)</sup>。それはLAFTAとの比較においても特に次のような点に見られた。

まず域内貿易自由化のメカニズムは、自動的かつ一括関税引下げ方式を採用し、関税以外のすべての制限的通商規制を撤廃して、対外共通関税の適用

を目標にしたことである。さらに部門別工業化計画が策定され、全加盟国による経済発展を目的とした計画的工業化がめざされた。他方、域内貿易自由化や部門別工業化計画に並行して、経済政策や開発政策に関しても加盟国間で調和が図られ、対外共通外資政策、域内多国籍企業の共通規則の導入により統合過程の促進が指向された。一方、LAFTAの統合メカニズムはもっぱら貿易自由化による関税譲許と部門別の産業補完協定に基づき、その統合組織が純然たる「政府間」(inter-governmental)タイプの性格を有し<sup>(8)</sup>、加盟国および締約国の個人のいずれにも拘束力をもつものではなかった。この点において、LAFTAと協定は、その法的効果の面において大きく異なっていた。

協定第1条は、加盟国の均衡的かつ調和のとれた発展は、加盟国間に存在する格差を減少させるため、統合により得られる利益を公平に配分するものでなければならない、と定めている。そしてその目的の達成のため以下のようないくつかの実施計画を設定している。(1)特定分野における協力を推進するため国内立法を調和化する計画の策定、(2)サブリージョンの工業化についての共同立案、工業化過程の推進ならびに部門別工業開発計画の採用、(3)貿易自由化計画にもとづき、全加盟国間の関税および非関税制限の撤廃および域外共通関税の設定、(4)統合過程に必要な外国投資の規制制度の採用、(5)物理的統合の促進、(6)ボリビア、エクアドルに対する特惠待遇。

地域統合過程の促進に向けられたこれらの枠組みにおいて、LAFTA体制の経験にもとづきその欠点を補うものとして導入された主要な計画は、なかんずく域内貿易自由化計画、部門別工業開発計画、共通外資規制政策であった。しかしながら、サブリージョンの経済発展に向けたこれらの計画の実施は、政治問題、統合による利益と費用の公平な配分、経済政策の調整の不一致<sup>(9)</sup>の局面において大きな困難に直面した。ここでは、これらの計画の概要と実施メカニズムの問題点をまず見ておくことにする。

### (1) 貿易自由化・部門別工業計画

既述のように、協定における貿易自由化の方式は自動的一括関税引下げにもとづいている。LAFTAでは、国別品目別の関税譲許により加盟国に均霑される方式が採られていたが、これは LAFTAで大きな問題に直面したことから、協定においては期限付きの一括関税引下げ方式が採られた。

同時に、域外からの輸入に対して適用される対外共通関税が設定され、遅くとも1980年12月31日までに移行完了とされた。域内工業開発による恩恵を供与する目的で部門別工業計画のために留保された品目は、独自の自由化スケジュールに従うとされた。ボリビアとエクアドルに対しては、輸出に対する特別譲許と関税引下げに関して特別措置を与えていた。

対外共通関税は、域内生産を保護する一方、域内生産の効率を高めるため、最終的な域内貿易自由化のスケジュールにあわせて段階的な実施計画が設定された。それによれば、1971～75年に最低域外共通関税を設定し、1973～75年に域外共通関税の交渉を行い、1980年12月31日に完了するとされた。

他方、部門別工業計画は LAFTA の産業補完協定方式と異なった特徴をもち、その目標は加盟国間の異なる工業生産の活用を通じて工業開発の公平な配分を達成することにあった。それは、特定生産物の産業内特化を図り、その生産特権を一または複数の加盟国に与えるものであった。例えば、最初の金属機械工業計画<sup>(10)</sup>では、委員会 (Junta) は各加盟国に特定機械品目の生産割当てを行う際、現存工業設備、工業設備の設置のための財政、技術的協力、労働者養成の必要性、諸企業間の水平的結合の可能性、共同事業体制の可能性などの要素を考慮する義務を有した。

部門別工業計画にもとづく生産割当ては、特に国内産業の関税保護と結びついて機能した。生産割当て国からの輸入に対しては、関税その他の障壁が撤廃され、その他の国が生産する同一品目については、関税が課された。さらに加盟国は、生産割当てがなかった品目の生産を望む国内産業に優遇措置を与え、また他国に割当てられた品目を生産する企業への投資を禁止すること

とに合意した。特に工業計画が立案され、割当てが行われる前に加盟国が何らかの利益を得ることを回避するため、理事会は執行委員会の提案にもとづき、同計画のもとで留保される品目を決定するとされた。そして、同計画を承認するためのデッドラインは当初1973年12月31日であった。

地域統合の促進のために導入された諸計画の重要な特徴の一つは、協定においてその決定および実施のデッドラインが詳細に規定されたことにある。このデッドラインの設定は、経済統合の「共同体利益」を維持する上から不可欠であったといえる。だが同時に、加盟国自体が発展段階を異にしていたため、その利害調整に大きな困難を伴った。そのため、こうしたデッドラインは当初から計画の不履行という危険性を内包していたといわねばならない。

さらに協定における統合組織の意志決定の二重手続は、計画の実施メカニズムを複雑にし、かつその不履行の事態をより深刻なものにしたといわれる<sup>(11)</sup>。すなわち、協定は委員会の提案にもとづいて理事会(Comision)が計画を承認すると定めていたが、前者の提案のデッドラインは特に明示していなかった。その結果、二つのデッドラインを生じさせる結果となった。こうした中で、委員会は、理事会が計画のデッドラインまでにその承認が行えるよう提案を提出しなければならない一方、理事会の計画承認期日も不明確であったため、実際上、デッドラインの設定は統合過程に実効的な効果を及ぼすものではなかった。

経済統合計画における加盟国間の利害調整の困難やその実施メカニズムの問題は、部門別工業計画や貿易自由化計画、なんんずく対外共通関税を設定するための交渉において表面化し、統合過程の深刻な危機状態をもたらした。すなわち、加盟国間ではすでに協定の策定当初から、地域統合における自由化計画や工業計画の役割に関して自由主義政策の立場をとるチリ、コロンビアと、経済開発を重視するペルー、エクアドル、ベネズエラ、ボリビアの対立が存在していた。前者は市場メカニズムにもとづく自由化計画および効率的な工業計画化の導入を主張する一方、後者は部門別計画を統合過程の最も重要なメカニズムとして支持した。そして、この両者の加盟国の交渉の結果

考案されたのが、工業生産の組織的配分にもとづく部門別工業計画であった。

部門別工業計画の導入にあたって、協定は基本的に上記の後者の立場を採用したが、同時にチリ等の立場を考慮し、部門別工業計画に留保される品目を加盟国で交渉すること、さらに理事会は同計画を1973年12月31日以前に承認し、そして留保品目が採用された計画でまだ承認されていない場合、1975年12月31日まで期限延長ができることを定めた。しかし協定に定める工業計画の期限の到来とともに、チリは、同計画の留保品目についても自動的に域内関税の引下げの対象とすべきこと、および工業計画の期限延長に関しては不承認を主張した。

こうした中で、1976年4月28日の第16回特別理事会は、加盟国の妥協を得るためにカルタヘナ協定修正議定書(決定100号)<sup>(12)</sup>を採択した。そこでは部門別工業計画には全加盟国が参加しなくともよいこと（原則として4カ国以上の参加）、留保品目の削減とその対象品目の留保期限の延長および同計画の承認方式の変更が定められた。しかし、チリは最終的に修正議定書の内容に満足せず、1976年10月29日に協定から脱退した。

他方チリは、対外共通関税の問題についても効率的な産業構造を目指していたため、協定の極めて低い共通関税水準に関する他の加盟国と大きく対立した。協定は、前述のように域外に対して最低対外共通関税と対外共通関税を設けて段階的にこれを実施するとしていた。しかし、当初75年12月31日までに予定された加盟国間における最低対外共通関税の設定と歩み寄りは不調に終わり、他方理事会が1975年末までに承認する対外共通関税の設定も、80年末を目標に76年中の交渉で予定されていたが、域内加盟国の利害調整に困難を伴い実現しなかった。そこでこの局面を開拓するため、前記理事会決定第100号は、各加盟国の経済政策を考慮して最高水準および最低水準を設定し、加盟国の許容範囲内で保護水準を選択できるとした。もっともこれらの水準の承認のデッドラインはその後も再三延期され、1983年にベネズエラ、ペルー、コロンビア、1988年にエクアドル、ボリビアの完全実施が予定されたが実現をみなかった。

## (2) 共通外資規則—決定24号

経済統合の完成に至る過程では、統合の効果に不公平な配分が生じるのを回避するため、経済政策の調整は不可欠である。こうした視点から、アンデス地域統合の経済政策の調和化において大きな特徴を有していたのが、共通外資規則であった。同規則は1970年12月16日の理事会決定24号「外国資本の取扱い並びに商標、特許、ライセンス及びロイヤリティに関する共通制度」<sup>(13)</sup>に根拠をおき、その核心は基本的に次のような点にあった。

- (a) 外国投資の活動分野は三つに分類され、それぞれ外資の取扱基準を定めること。その下で外国企業がカルタヘナ協定の自由化計画の特権を受けるには、15年間（コロンビア、チリ、ペルー、ボリビア、エクアドルについては20年間）に外資比率を49%以下にフェードアウトしなければならない。
- (b) 外国企業の利潤・ロイヤリティの送金制限（登録資本の14%まで）、利潤の再投資（5%まで）、海外クレジット、国内クレジットの利用制限、内国企業の留保分野の指定。
- (c) すべての外国投資ならびに技術導入は、加盟国の権限ある国家機関において登録され、かつ監督を受けねばならない。

もっとも、この共通外資規則をめぐってはその制定過程当初から加盟国間に対立がみられ、さらに同規則の実施を定めた協定自体にも大きな不備がみられたため、その実効性に大きな疑問がもたれていた。すなわち、前者については、前述の経済統合における工業化を含む経済政策の考え方の相違を反映して、国家主導を基盤に外資に対し厳しい制限策を指向するペルー、チリ、ボリビアと、外資の流入に柔軟な立場をとるコロンビア、エクアドルとの間に政策の不一致が存在した。他方、後者の共通外資規制の実施に関しては、協定は次のように規定した。「1970年12月31日以前に理事会は執行委員会の提案にもとづく外国投資の取り扱い並びに商標、特許及びロイヤリティ等に

関する共通制度を承認し、それを加盟国の検討に付するものとする。加盟国は、同制度の理事会による承認後6カ月以内にこれを実施するに必要な措置をとることを約束する」。

この規定の問題点は、共通外資規則である理事会決定が加盟国に対し直接的効力をもっておらず、その国内的実施が最終的に加盟国の立法裁量にまかれていたことにある。

こうした中で、共通外資規則の実施をめぐる深刻な対立が、1973年6月、チリの軍事政権による外資法（デクレト・レイ第600号）制定を機に表面化した。特に同政権は前アジェンデ社会主義政権と異なり自由主義的経済政策を採用し、その下で外資の送金制限、フェードアウト義務の規定等を削除して共通外資規則の内容と抵触する外資法を制定したため、他の加盟国の強い批判を受けることになった。この対立では、結果的にチリが譲歩し、1974年11月付デクレト・レイ第746号により、共通外資規則が同国の外資法に優先することを認め、さらに他の加盟国も譲歩して外資の利潤送金枠を14%から20%に引き上げること、特別の許可を必要としない利潤の再投資の割合を資本額の5%から7%に引き上げること等を認めた。しかし、最終的にチリは、この共通外資規則の取り扱いの紛糾に伴って遅れていた部門別工業計画および对外共通関税の実施期限の延長交渉に満足せず、前述のごとくアンデス地域統合から脱退した。

かくして、共通外資規則の実施は、他の貿易自由化や部門別工業計画の統合メカニズムとともに統合過程の大きな危機要因となったが、それはまた協定の構造自体の欠陥を露呈させることになった。そこでは特に協定の解釈と履行に関わる重要な法的問題が明らかにされた。第1に、協定にもとづく共通の統合メカニズムの実施において具体的な制裁措置を欠いていた点である。第2に、特に共通外資規則の法規範にみられるように、その統一的解釈を付与する常設的な法的機関を有していなかったことである。

チリのアンデス地域統合脱退直後、統合過程に内包された危機に対処するため、多くの決定が理事会によって承認された。しかし、それらはすでに見

た協定の基本構造の問題の解決に直接関係するものではなかった<sup>(14)</sup>。

ところで、協定の規定には、加盟国間に生じた紛争解決について次のような1カ条がおかれていたにすぎない。「本協定または理事会決定の解釈もしくはその履行にもとづく意見の不一致が生じた場合、理事会は必要と認める協議、斡旋、調停および仲裁の措置を進める。合意が得られない場合、加盟国はモンテビデオ条約の締約当事国の外務大臣により、1967年9月2日アッセンションにおいて署名された『紛争解決のための議定書』の規定手続に従う」。

同規定前段の理事会による紛争解決手続は、なかんずく理事会の決定が拘束力を有していない結果、その実効性に問題があった。また後段のLAFTA紛争解決方式についても、カルタヘナ協定の適用に関し、その紛争解決手続および実効的な判決を得る手段として非公式な性格のものであったため十分ではなかったといわねばならない。その結果、協定加盟国は、協定および決定の解釈と履行における恒常的な法律機能を確保するため、後述の「カルタヘナ協定司法裁判所の設置に関する条約」を1979年5月に採択したのである。

## 2. カルタヘナ協定修正（キト）議定書の採択

1976年のチリ脱退に伴う経済統合の危機により、他の加盟国は統合過程の諸目的の履行の確保と調整に度々直面し、カルタヘナ協定の修正議定書を承認する必要性に迫られた。この結果、1976年10月にリマ議定書<sup>(15)</sup>、1978年4月にアレキパ議定書<sup>(16)</sup>が採択され、貿易自由化計画、部門別工業計画に関する一連の完成時期が延長された。また、共通外資規則も緩和され、チリの脱退直後に制定された決定103号により、利潤の送金制限が「特別の状況の下で」20%以上が許可されたのに続き、利潤の再投資が7%に引き上げられた。

さらに、協定は部門別特別規定（第3章）のもとで、公益事業、金融業、運輸業・マスコミ関係・国内販売業への新規外国投資の原則禁止、国内企業の経済活動分野の留保のほか、外国企業の内国企業または合弁企業への転換協定締結を義務化づける共通政策を採用した。しかしこれは加盟国間で異なつ

た解釈と適用が行われ、事実上、次第に遵守されなくなっていた。

一方、統合メカニズムの強化に向けて機構改革が行われ、79年に前述のアンデス司法裁判所に加えて、統合過程の評価と加盟国の立法の調整、地域統合の共通对外政策の策定と統合過程の調整を実施するアンデス議会、アンデス理事会がそれぞれ設置された。

80年代に入ると累積債務問題の発生により、域内経済は停滞し域内貿易も大きく縮小した。特に共通外資規則の適用に関しては、各国の一方的な国内法化による共通規則の抵触が一層進展した。これは例えば、協定上の自由化計画の特典を受けるため内資転換義務を遵守した国はベネズエラのみで、転換協定の規定は事実上、死文化していた。さらに外国投資をめぐる紛争解決を国内裁判所の管轄から除外することを禁止した規定がおかれていたにもかかわらず、コロンビア、エクアドル、ボリビアがアメリカの海外民間投資会社（OPIC）と投資保証協定を締結したことにみられた<sup>(17)</sup>。

こうした中で協定の存続が本格的に再検討され、委員会は1987年5月、「決定217号—カルタヘナ協定の修正議定書の承認に関する提案（以下、キト議定書）」を行い、87年1月の理事会の決定を経て、同年5月に同議定書が承認された<sup>(18)</sup>。これとともに、共通外資規則24号も全面改正され、外資規制の緩和とその域内基準を加盟国の裁量権に大きく委ねた決定220号<sup>(19)</sup>が承認された。

キト議定書は、アンデス地域統合の有名無実化していた現状を立て直し、サブリージョンの政治、経済的現実にそった統合プロセスを目指したものであった。同議定書はより柔軟な統合過程を目指し、ヨーロッパ共同体の方向性に沿って協定に重要な変更を加えた。その主要な特色は、統合推進のための協定の本来の目的を再確認し、協定上の多くの基本計画に関する将来の義務的措置およびその実施のデッドラインを除去したこと、統合機構の最高機関の中に、理事会、委員会に加えてアンデス議会、アンデス司法裁判所を組み入れ、また補助機関として経営者審議会、労働者審議会を設置したこと<sup>(20)</sup>、対外的な共同行動をとるため経済、社会協力の推進を謳ったことに見られた。協定の基本計画に関しては、貿易自由化計画は適応性あるものとな

り、さらに管理貿易の考えが取り込まれた。また工業化計画は廃止され、これに代わって民間部門主導による他の形態の工業統合計画が導入された。だが、対外共通関税設定の計画は特に明示されなかった<sup>(21)</sup>。

その後1989年12月ガラパゴス宣言(平和、安全および協力に関するアンデス合意)およびそこで採択された「アンデスグループ将来的戦略構想 (Diseño estratégico para la orientación del Grupo Andino)」<sup>(22)</sup>にもとづく決定258号<sup>(23)</sup>によって、統合過程は次のように大きく再生される方針が決定された。(1)1995年12月31日までに関税自由化計画の完了、(2)例外品目リストに含まれる品目の関税率および輸入制限については、コロンビア、ペルー、ベネズエラは1993年末、ボリビア、エクアドルは1997年末の完全自由化、(3)対外共通関税を1992年12月31日までに承認し、コロンビア、ペルー、ベネズエラは1997年末までにその完全な適用を段階的に行うよう開始し、ボリビア、エクアドルは1999年末までに準備する。

さらに、1990年5月のマチュピチ宣言に続き1991年3月に決定291号<sup>(24)</sup>が採択され、サブリージョンの外国投資および技術移転に関する共通外資規則の設定の考えを基本的に放棄した<sup>(25)</sup>。同決定第2条は、「外国投資家はそれぞれの加盟国の立法に別段の規定がある場合を除き、内国民投資家に付随する権利と義務に同等のものを有する」と明記し、特定の国内留保部門を除いて外資の参入、資本の元本・利潤送金の制限除去、関税軽減計画のもとで、域内の外国企業の輸出の無差別待遇、技術の資本化を図っている。

加えて1991年5月のアンデス大統領審議会ではカラカス宣言<sup>(26)</sup>が調印され、92年1月1日から域内自由貿易地域を発足させ対外共通関税を設定することを確認した。また同年12月のパラオナ協定では、経済統合と経済協力に関する多くの重要な決定が行われ、ここでも前記の域内自由貿易地域の発足と対外共通関税の設定が再確認された。すなわち、各国の対外共通関税率は5%, 10%, 15%, 20%からなり、その水準は1994年1月1日まで維持されること、最高関税率は以後15%に引き下げられることが決定された<sup>(27)</sup>。

## II アンデス地域統合における紛争解決手続

アンデス地域統合は、統合の推進とその目標の履行にあたって、政治的コンセンサスの獲得や経済政策の調整に多くの困難を伴ってきた。それにもかかわらず、当初から域内共通法の形成という課題が暗黙の前提とされてきたことは否定できない。これは例えば、チリがアンデス地域統合を脱退する契機の一つとされた工業計画の期限延長の取扱いに関する見られた。すなわち、委員会は提案の多数決投票の要件に代わって、他の4カ国の投票によるとする協定の修正を提案し、同時にチリの承認も求めていた。また、共通外資規則の取り扱いに関する多くの例外的措置の決定が行われた<sup>(28)</sup>。

しかし、経済統合メカニズムの実施において、協定および共通外資規則の解釈や適用から生ずるさまざまな問題の解決に向けた実効的な紛争処理手続の法的措置を欠いていたことは、統合過程の危機を招来させた大きな要因であったことは疑い得ない。チリ脱退に際して統合過程のメカニズムの実効化を図るために幾つかの重要な協定改正が行われたが、これらは、基本的に協定の解釈、履行に関する紛争処理機能の改善に及ぶものではなかったのである。

もとよりこの紛争処理制度の法的問題は、その後の統合過程の進展に大きな影響を及ぼし、1979年のアンデス司法裁判所設置条約および1987年のキト議定書における同裁判所の統合組織化へと繋がったのである。そのため、ここではアンデス地域統合における紛争処理手続の内容、特質、問題点を見てみることにする。

### 1. 従来の紛争処理手続

通常、国家間の紛争解決の手段は、紛争の種類、利用範囲、問題の性格により異なり、協議、斡旋、仲介、調停、仲裁および司法裁判による解決が考えられる<sup>(29)</sup>。協定は、統合過程から生ずる紛争処理に関して、紛争当事者間

の協議(negociación), 第三者による斡旋(buenos oficios), 仲介(mediación), 調停(conciliación)の方式を定めていた(23条)。しかしアンデス地域統合はLAFTAのサブリージョンとされていたことから、上記の協定の紛争処理方式により合意が達成できない場合、1967年9月2日のアッセンシオンで署名された「紛争解決のための議定書」<sup>(30)(31)</sup>の規定が適用される。同議定書はその第16条第3項に規定された目的のため(議定書にもとづく仲裁手続きへの付託), 本協定および理事会決議に含まれている一切の事項が同議定書に包含されている旨を宣言する, と定め、第36条の目的のため、加盟国はできるかぎり速やかに同議定書の批准につき措置することを約束する, としていた。

しかし、協議、斡旋、仲介、調停の非司法的手続または仲裁の紛争処理方式は、統合過程における紛争解決の機能または実効性の観点からいくつかの問題が指摘されていた。例えば協議は、当事者が紛争を回避あるいは解決する直接的かつ迅速な手段としては有益であるが、实际上は、協定に定める公式的な紛争処理チャネルが回避され、むしろ加盟国間相互において一方的かつ防御的措置を招来することがしばしば見られた<sup>(32)</sup>。

また理事会は、紛争当事国の協議が不成功に終わった場合、第三者として斡旋、仲介を行い、さらに公式的に調停により紛争解決手続をとることができたが、そこでは理事会による調査、請求の尋問、報告書を作成するアド・ホック委員会が設置され、理事会の決定は基本的に当事者に対し拘束力を有するものではなかった。

一方、「紛争解決のための議定書」にもとづく仲裁手続は、従前の非司法的解決方式に比し当事者を拘束し、さらに当事国が仲裁判断を履行しない場合、他の当事国またはそれによって影響を受ける当事国は、締約国会議の許可を得て、不履行国に対し関税譲許および特恵待遇を停止できるとしていた。しかしながら、ベネズエラ、ペルーはこの議定書を批准しなかったため、協定加盟国に対して全面的に有効性をもつものではなかった。

## 2. アンデス司法裁判所設置条約とその法構造

前述のように、協定の法的枠組において当初明記された紛争処理手続は、協議をはじめとする非司法的解決方式であり、司法裁判による紛争解決は考慮されていなかった。その理由としては、協定の起草者が主として経済専門家であったため、共同市場の法的側面が十分認識されていなかったことが指摘される<sup>(33)</sup>。また理事会には加盟国間の協議における監督権限が付与されたように、起草者がより柔軟な統合過程のメカニズムを期待した結果であるともいわれる<sup>(34)</sup>。

しかし、地域統合の初期段階から司法的紛争処理のメカニズムの必要性が全く認識されなかつたわけではない。1971年第6回特別会期において、理事会は委員会に対し共同市場の裁判所設置の予備的研究を指示しており、その下で委員会は、EC司法裁判所の起草者ジェラルド・オリヴェール(Gerard Olivier)およびピエール・ペスカトーレ(Pierre Pescatore)判事の助言を求めていた。

さらに、チリのアンデス地域統合の脱退問題の他、協定の履行をめぐる以下のようないわゆる問題があり、アンデス地域統合の裁判所の設置が一層強く要請されるようになった。

第1は、共通外資規則決定24号の国内法的受容に関するコロンビア最高裁判所の違憲判決である。判決の要旨は次のようなものであった。決定24号はその性質上条約であるが、共通外資規則制度を定めた協定第27条では加盟国に対し理事会の各決定の国内施行法の制定を求めていない；コロンビアの行政政府および立法府は同国法にしたがってはいない；また国家に留保された管轄権を国際組織に対しらかじめ明示しつつ委譲する立法なしに、国内法を取り消す協定の法規範は不法である；と。コロンビア最高裁判所はこのようにして決定24号の有効性と執行力を否定した<sup>(35)</sup>。

第2は、協定上の実施計画の不履行に対するベネズエラの申し立てである。同国は1973年リマ合議書の調印以降、協定の正式参加国となった。しかし、

協定にもとづく鉄鋼製品に対する対外関税の削減が他の加盟国によって履行されていないことを不満としていた。その結果、協定の履行を確保するため、1979年までに協定の改正を行うよう主張していた。

こうした事態を背景に、1979年に委員会は理事会に対して「カルタヘナ協定の司法裁判所を設置する条約案」を提出したのである。

1979年5月28日、カルタヘナ協定の司法裁判所を設置する条約(以下、裁判所条約)<sup>(36)</sup>は、ベネズエラを除く他の4カ国の全権代表のみが署名したため、実際に発効したのは1983年5月23日であった。裁判所条約は特にその署名にあたって加盟国の留保を認めず、同時にカルタヘナ協定への加盟は同条約への加盟を義務づけた(36条)。加盟国はまた、協定上の法規範の適用から生ずる紛争を、本条約が定めていない他の裁判所、仲裁制度およびその他の手続に付託することを禁止した(32条)。

裁判所条約は、経済統合促進のため、協定の履行の厳格な保障および裁判所の超国家的性格の両面を規定している。すなわち同条約の前文は次のように定めている。「協定上の権利および義務は、加盟国政府および協定の他の機関から独立して、共同体法を確定し、それから生ずる紛争を解決し、ならびに協定を統一的に解釈する権限のもとで、最上級の司法機関によって確保されねばならない。」

さらに、理事会の決定は理事会が承認した日から加盟国を拘束し(2条)、理事会の決定で特段追って日を定めない限り、その決定はカルタヘナ協定官報に公告された日から加盟国に直接適用されると明記した(3条)。そして理事会の決定は、各国が自国で効力を生ずる日を告知することにより、国内法としての効力を生ずるとしている(同条)。従来、理事会の決定は直接的な自力執行力をもたず、その効力は各国が国内立法により当該決定を承認して後に生ずるとしていたことから、同2条は、実質的に法の統一の機能をなう重要な規定であった。

裁判所条約の構成は総計38条という簡単なもので、第1章カルタヘナ協定の司法構造(1~5条)、第2章裁判所の設置および組織(6~16条)、第3章

裁判所の管轄権；取消し訴訟（17～22条），協定不履行訴訟（23～27条），勧告的意見（28～31条），第4章一般規定（32～35条），第5章条約加入，発効および廃棄（36～38条）および暫定規定（1～3条）からなる。

他方この裁判所条約に続いて，協定加盟国は1983年にECの裁判所議定書および裁判所手続規程にならってカルタヘナ協定の司法裁判所規程（決定184号，以下，裁判所規程）<sup>(37)</sup>を制定した。同裁判所規程は，裁判所条約に比べて協定の法規範の履行を確保する手続がより詳細に規定されている。この背景には，79年の裁判所条約から83年の裁判所規程の制定に至る過程で，アンデス地域統合においては重大な政治的，経済的変化が生じており，条約の発効手続に際し大きな法的障害がもたらされたことがある。以下では，裁判所条約および裁判所規程の法構造およびその特色を検討することにする。

#### （1）アンデス司法裁判所の構成および権限

アンデス司法裁判所は，加盟国5人の裁判官によって構成される。裁判官は，その職務の行使において完全な独立性を有し，高潔の人格を有する加盟国の国民であり，かつ自國において最高の司法上の職務を行使するために必要な条件を満たすか，または周知の能力を有する法律専門家でなければならない（7条）。ただし，教授職を除く他の職業活動に従事することはできない。

裁判官は加盟各国が提出する名簿の中から指名され，信任を受けた全権代表すべての同意を得て選任される（8条）。任期は6年で，3年ごとに互選され，再任は一度に限り認められる（9条）。裁判官の解職は，EC共同体条約と異なり，裁判官がその職務行使において規程に定める重大な過失があると加盟国が告発する場合，アンデス全権代表の特別会議において当該申し立ての審理を行う（11条）。

他方，裁判所条約は，裁判所組織に関し，裁判官は秘書官と行政官によって補佐され，法務官（Abogado Geral）と称する官職が裁判所の全員一致の提

案により理事会の決定を通じて設置される、と定めていた。だが、裁判所は現在においてもこの職務の設置を提案していない。

## (2) 裁判所の機能

アンデス司法裁判所の本部はエクアドルの首都キトに所在し(24条)，その裁判体の開廷は司法裁判と行政裁判の2種類がある。司法裁判は判決の宣告または判決の不履行に対する制裁を課すため，全員の裁判官から構成される大法廷とその他の事項につき3人から構成される小法廷がある。前者では少なくとも3名の裁判官により確定判決が下されねばならない(規程25, 27条)。行政裁判においては，秘書官の指名およびその他規程に定める専管事項の処理には裁判官5人全員が出席しなければならず，その他の事項については裁判官3人の出席を必要とする。

判決前の裁判手続きにおいて，協定加盟国，理事会および委員会は，審理において当事者であることの有無にかかわらず，自らもしくは裁判所の要請にもとづき情報を提供し，または事件の実効的解決に必要とみなされる陳述を行うことができる(規程77条)。秘書官は，規程に抵触する場合を除いて全ての開廷に出席することができる(同28条)。

## (3) 裁判所の管轄権

裁判所条約は，協定の法規範のカテゴリーを次のように規定している。(a)カルタヘナ協定，同議定書および付属文書，(b)裁判所条約，(c)理事会の決定，(d)委員会の決議，である(3条)。

すでに指摘したように，司法裁判所は，共同体法の確定，協定から生ずる紛争の解決，さらにその統一的解釈を行うことを任務としている。それゆえ，その主たる機能は協定の法規範の執行と履行確保に先立つ解釈に他ならない<sup>(38)</sup>。ただし，EEC条約が「条約の解釈および適用について，法規の遵守を

確保する」(164条)と定め、裁判所の管轄権につき一般的規程を置き、その規制を各個別規程を通じて定めているのに対し、裁判所条約第3章では以下のような三つの裁判所の管轄権を明示している。

#### (ア) 取消し訴訟 (Acción de Nulidad)

加盟国、理事会、委員会および自然人もしくは法人は、協定に違反する理事会決定または委員会決議もしくは権限の濫用行為に対する取消し訴訟を提起することができる(17条)。自然人および法人の場合、同決定および決議が適用され、かつこれらに損害を生じさせた場合、当該行為の取消し訴訟を提起できる、としている(19条)。取消し訴訟の提起の期限は、理事会決定および委員会決議の効力が生じた日から1年以内とされ、これは当該規範の適用可能性および執行力を排除しない(20、21条)。

特に取消し訴訟手続の特徴は、加盟国は賛成投票を行った理事会決定に対して取消し訴訟を認められることである。これと類似の規定はEEC条約にも見られない。おそらく共同市場の初期段階に見られたように、政治的に協定の効果を危うくするような事態の回避を考慮したものと考えられる。

司法裁判所の判決は、当事者の召喚の後、公開法廷の場で言い渡され、判決期日の翌日から強制力を有する(規程57、58条)。規程第3編「手続」は、特に判決の訂正、補正および説明を定めている。言い渡された判決は、書損、計算間違い、不正確な立証がある場合、言い渡しの後5日以内に、職権によりもしくは当事者の申し立てにより判決を訂正または補正することができる(規程59条)。

裁判所は、大法廷で判決の訂正または補正を決定すると、これを当事者に通知し、判決の執行命令はその最終通知のもとでなされる。判決が言い渡された日から10日以内に、当事者、加盟国、理事会または委員会は、不正確とみなす判決の問題に関して説明を要求できる(規程60条)。協定上の機関は、その行為が無効とされた場合、裁判所の判決の実効的な履行を確保するために必要な措置を探らなくてはならない(22条)。

(イ) 協定不履行訴訟 (Acción de Incumplimiento)

裁判所条約において、理事会または委員会は加盟国が協定の法規範にもとづく義務を履行しない場合、協定不履行訴訟を提起することができる。これはまず、訴訟の提起を行う前に、委員会が職権によりまたは加盟国の請求のもとづき、協定不履行が申し立てられた加盟国に対し書面による警告文および理由を付した見解を送達する。当該国は2カ月の期間内に警告文に回答しなければならない。回答を受領した場合は回答期限が終了すると、委員会はその意見書を発する(23条)。

加盟国は、以下の事由が存在する場合には、直接、裁判所に対し訴訟を提起することができる。(1)委員会が協定の義務不履行が存在するとみなし、かつ告発国が申立て事由となった行為を主張するとき、(2)委員会がその意見書が発令された日の翌日から2カ月以内に訴訟を提起しなかったとき、(3)申立てがなされた日から3カ月以内に委員会が意見書を発しなかったとき、(4)委員会が意見書において協定の義務不履行が存在していなかったとするとき(24条)。

なお、法人および自然人は、管轄権を有する国内裁判所において不履行訴訟を提訴する権利が認められている(27条)。特に上記の委員会自身による2カ月以内の不履行訴訟の提起に関しては、EEC条約における条約違反訴訟でも、委員会はこうした要件を義務づけられていない。

協定不履行訴訟において、義務不履行を判決された加盟国は、判決の通知から3カ月以内に、判決を執行するため必要な措置を採らねばならず(25条)、裁判所の判決はその執行のため、いずれの加盟国においても確認(homologación)または承認(exequatur)を要請してはならない(32条)。

加盟国が上記の措置に従わない場合、裁判所は、委員会の意見を聴取した後、申立て國もしくは他のいずれかの加盟国が、協定不履行國が協定上享受している利益を制限または停止できる範囲を決定しなければならない。この決定は、委員会を通じて加盟国に通知される。特にEEC条約では、裁判所に対し規則に定める制裁を課す権利を付与しているのに対し、裁判所条約では、

判決執行の決定的な役割が加盟国の裁量にまかされる結果、裁判所の超国家的権限に抵触する余地が生じうるといえる。

裁判所条約はまた、協定不履行訴訟における判決は、利害当事者の請求にもとづき、裁判所が再審できる、と定めている。再審の請求は、新たな事実の発見の日から2カ月以内に提起されねばならず、判決言い渡しの日から1年以内とされる（26条）。

#### (ウ) 勧告的意見 (Interpretación Prejudicial)

裁判所条約は、加盟国の裁判官または国内裁判所が共同体法を適用すべき場合、全加盟国における統一的適用を確保するため、当該国内判決の解釈を行うものとしている（29条）。既述のように、自然人および法人の権利が共同体法の不履行によって侵害された場合も、司法裁判所に申立てを行うことはできず、当該国内裁判所が共同体法を適用しなければならない。加盟国の国内裁判官が司法裁判所に対し当該判決の解釈の採用につき求められる手続が、勧告的意見である。

司法裁判所に対し協定の法規範の解釈が求められるのは、裁判所の判決が国内法上上訴が認められるときで、当該解釈を要請する前に裁判所が判決を下すことを求められる場合、裁判官は判決を下さねばならない。裁判所の判決が国内法上上訴を許さない場合には、裁判官は手続きを停止し、かついかなる場合にも職権によりまたは国内法上要求されている場合には、利害当事者の申立てにより、司法裁判所の解釈を求めねばならない。その解釈に当たって、司法裁判所は国内法の内容および範囲に関して解釈することも、当該事件の実体的事実を判決することもできない（30条）。

司法裁判所は解釈の請求を行った翌日から30日以内に大法廷で判決を下す（規程63条）。当該判決は司法裁判所事務局に寄託されたのち国内裁判官または裁判所に通知される（同64条）。

裁判所条約第30条によれば、司法裁判所は国内判決の解釈をめぐる要請において、国内法上の争点に対し判決を下すことはできないとされているが、

他方で当該事件を審理する裁判官は司法裁判所の解釈を採用しなければならない、と規定する（31条）。EEC条約においても、ローマ条約（第1次共同体法）および機関の制定した立法（第2次共同体法）の統一的解釈と適用に関し、先行判決（Preliminary Rulings）という権限がEC裁判所に与えられている<sup>(39)</sup>が、そこでは国内裁判所がEC裁判所の解釈を採用することは求めていない。

ところで、1979年裁判所条約においては、加盟国は同条約に留保条件付きで署名することが認められず、すべての協定加盟国の批准が裁判所条約の発効の要件とされた（36、37条）。しかし既述のように、同条約はベネズエラの批准遅延を理由に1983年5月19日に発効した。そしてこれを受け裁判所規程が同年8月、第37回特別会期において理事会により採択され、9月27日にカルタヘナ協定官報において告示された。

ベネズエラは、1973年の協定批准（リマ議定書）に際して、理事会決定を国内法上受容するにあたっては国会または行政府の承認を必要とする理由に協定の批准を引き伸ばしたが、同裁判所条約の成立過程で同国は再びその超国家的性格が国家法上抵触することを問題にした<sup>(40)</sup>。結局ベネズエラは1983年3月16日に批准し、裁判所条約第36条に反して留保を行った。その理由として、ベネズエラの法律を変更し、または立法府の管轄権に属する理事会の決定は、国会の法律による承認を要するものとし、裁判所条約28～31条に関わる解釈規定は、上訴が不可能な場合であっても国内司法の裁判官の自主性および最高裁判所の最高性を定めたベネズエラ憲法規定（205、211条）に従うことを表明した。

他方1983年裁判所規程の制定過程では、裁判所条約をめぐる留保問題の他、協定加盟国において政治体制や国内経済政策の転換が進行し、地域統合の所期の目的が大きく後退した。そのため、裁判所条約の発効はアンデス地域統合メカニズムの強化にとり一層重要性をもつことになった。

特に共通外資規則の実施は、加盟国の経済自由化政策とともに事実上修正適用され、そのため協定の統一的解釈と適用に関して深刻な事態に直面した。

例えば、ペルーは1981年末、同国の自由経済政策にもとづき決定24号の運用を緩和し、外国投資技術委員会(CONITE)に共通外資規則の確定解釈を求める命令を発する権限を与えた<sup>(41)</sup>。この結果、他の加盟国も一方的かつさまざまな防衛措置をとる事態になった。

かくして裁判所規程は、ベネズエラの裁判所条約の留保問題を含め、また79年裁判所条約が発効する以前に加盟国による共同体法の義務の履行とその統一的解釈が確保されてこなかったことを考慮して制定された。すなわち、裁判所条約の履行にあたって、司法裁判所の実効的な機能を保障するため、詳細にしてかつ有効な手続きを講じたのである。

裁判所規程の主要な特徴は、裁判所条約の内容と比較して特に次のような点にみられる。まず裁判所の構成員の欠員によって裁判体の連續性の維持が困難とならないよう、裁判官の選出時に正裁判官と裁判官補充が同時に指名される(規程3条)。また裁判長は1年ごとに互選される。第2は、手続規則において訴訟当事者が明確にされたことである。裁判所条約は、協定不履行訴訟に関し一定の当事者を規定していたが、裁判所規程では取消し訴訟および協定不履行訴訟の申立てを提起すべき当事者適格の明示規定が置かれている。また後者の訴訟では、裁判所は判決の履行において採択すべき措置を該加盟国に指定しなければならない。

もっとも裁判所規程では、取消し訴訟および協定不履行訴訟に関する手続きを一体にして詳細に規定しているが、共同体法の勧告的意見の手続きについては極めて簡単なものになっており、特に解釈が求められる協定の法規範を指定することが要件とされている(61条b)。同規程は、裁判所条約の解釈の要請に関するベネズエラの留保を考慮して、司法裁判所の統一的解釈権の実効化を避けているともいえよう。さらに委員会の意見にもとづいて、裁判所が決定する協定不履行の制裁措置は、当該不履行の重大性(gravedad)に関係するものでなければならないとしているが、その手続は、委員会または理事会とは別に、裁判所が独自の権限を行使できることを明示している。

### III アンデス司法裁判所における訴訟の現状と制度的改革

アンデス司法裁判所は、79年裁判所条約および83年裁判所規程を通じて、協定の解釈と適用に関する権限を拡張した。だがこの間に域内経済統合の後退があり、司法裁判所の機能に深刻な影響を及ぼした。1980年代に入り協定加盟国の経済が累積債務危機により悪化する中で、経済政策の調整が大きな困難に見舞われ、これとともに加盟各国による協定の不履行が進展していった。その結果、司法裁判所の機能が大きく浸食されたのである。

1983年12月、ボゴタで開催された第13回理事会定期会期において、委員会は「カルタヘナ協定にもとづく合意および理事会の諸決定の履行に関して」(Sobre el cumplimiento de los compromisos derivados del Acuerdo de Cartagena y de las Decisiones de la Comisión)と題する報告書を提出した。それによれば、加盟国による協定の義務不履行の申立て件数のみで92件に及んでいた<sup>(42)</sup>。こうした事態は、裁判所への訴訟提起に対する信頼を著しく弱めるものであった。

1984年1月2日にアンデス司法裁判所が機能を開始して後、同年8月8日にコロンビアが委員会決議第237号(1984年8月8日、エクアドルが要請した協定第58条の適用)の取消し訴訟を最初に裁判所に提起して以降、1992年7月現在、司法裁判所は22件の訴訟事件判決を下している。これを訴訟手続別で見ると、(1)取消し訴訟3件、(2)勧告的意見の要請19件であり、前者の委員会決議に対する取消し訴訟では、協定第58条の適用1件、セーフガード条項2件、後者では共通工業所有権規則の適用16件、共通外資規則の適用2件、協定第54条の適用1件となっている<sup>(43)</sup>。

これを見るかぎり協定の不履行訴訟事件はほとんど見られず、さらに訴訟事件数の実状からみても裁判所が十分機能しているとは言い難い。しかし国内裁判所から協定の解釈の請求が積極的に求められてきていることは注目されよう。

さらに同裁判所は、これまでの訴訟事件において特に原告が個人である場合は管轄権を有しないとみなしており、裁判所の権限は、理事会または委員会の協定違反の行為の無効の確定、加盟国の協定の義務不履行の宣言および共同体法の解釈に限定されると判断している。

他方、1987年のキト議定書のもとでアンデス司法裁判所は地域統合機構の最高機関の一つとして位置付けられ、協定の法的枠組においてその実効的な機能が一層期待された。しかし同議定書で試みられた統合機構の強化に向けた改革は、主として理事会および委員会の意思決定手続きの側面に重点が置かれ<sup>(44)</sup>、加盟国による協定の義務不履行の問題は引き続き大きな課題として残された。これは特に1992年3月、裁判所条約の修正議定書を策定する全権代表会議がキトで開催され、加盟国の一一部およびアンデス司法裁判所自身から提出された修正議定書案の内容にも示されている<sup>(45)</sup>。

加盟国の一一部から提出された修正提案の主たる骨子は、次のような点にあった。

- (1) 協定不履行訴訟における申立て国が、申立てと同時に、または申立て後に、不履行国が協定上享受している利益を制限または停止する措置を実施する権限、
- (2) 委員会が訴訟を提起する意志がなく、または3カ月以内に意見書を発しない場合、自然人または法人が、加盟国による協定の規範の不履行を直接に委員会および司法裁判所に対し申立てできる権限、
- (3) 判決の不履行において、当該判決の忌避国が協定上享受している利益を、申立て国が全面的または部分的に制限し、または停止する措置を採る権限、
- (4) 加盟国のみが裁判所構成員数を3名に削減することを提案できる権限。

これに対してアンデス司法裁判所の提案は、次のようなものであった。

- (1) 協定の義務不履行にもとづく理事会または委員会の懈怠または不作為に対する訴え；理事会または委員会がカルタヘナ協定に違反して第三者

と締結することを提案する条約、取り決め、協定の草案に関する適法性の予防的統制；アンデス地域統合の他の諸機関の設立文書について、協定に含まれる諸規定にもとづく司法裁判所の諮問意見；裁判所の仲裁機能、

- (2) 現行の裁判官構成員 5 名の維持、
- (3) 裁判所本部の所在地以外での会期開催と開廷、
- (4) 自然人または法人が不履行訴訟の手続に直接参加する資格に関する加盟国のおい。

これらの修正提案によれば、加盟国提案では手続のそれぞれの段階において加盟国またはその国民が参加し得る余地が求められ、他方アンデス司法裁判所提案では、新たな訴訟手続きを含め裁判所の管轄権の拡張が求められており、両者の立場の間に大きな相違が見られる。そのため現行の裁判所条約の修正には両者間で一定程度の調整が必要である。しかし両提案には、協定不履行の問題の解決において裁判所判決の執行が加盟国の裁量に任せていたため、司法裁判所がこれまで実効的な機能を十分に果たすことができなかった重要な問題に関しては、十分考慮されていないように思われる。

## 結　語

以上、アンデス地域統合の紛争解決メカニズムを通じて、発展途上国の地域的経済統合および協力体制の法的枠組の安定化の問題を瞥見した。アンデス地域統合は、これまで統合過程における加盟各国の政治的、経済的利害の相克に直面し、停滞をみながらも1987年以降統合強化の道を歩んでいる。こうした経済統合の再編成の動きは、従来の加盟各国の短期的な統合利益の追求に代わって、共同体の維持という、より現実的かつ長期的利益の観点から行われつつあることを示している。

また経済統合過程で、個々の紛争解決手続きはさまざまな制度的問題をもちらながらも、利害調整にあたって柔軟に対応してきた。特に、一加盟国の統合組織の離脱という深刻な危機に直面した後も、統合組織の常設的司法機関であるアンデス司法裁判所の設置とその手続機能の強化に向けた努力が払われ、地域統合の法的基礎が提供されてきたことは評価されよう。

だが今日、アンデス司法裁判所は地域統合組織に制度化され、共同体法の形成と維持に実質的権能が付与されたとはいえ、その管轄機能の改善の余地は依然として大きい。経済統合の再生過程においてすでにその諸目標が設定される中で、司法裁判所がどの程度実質的な機能を果たすことができるか、注目される。

### 【注】

- (1) Francisco V. Garcia-Amador, "The Law and Institutions of the Andean Subregional Economic Integration," *Comparative Law Studies*, Washington D.C., OAS, 1987, pp.22-23.
- (2) 西向嘉昭『ラテンアメリカ経済統合論』、有斐閣、1981年、p.41。
- (3) 協定テキストは、Galo Pico Mantilla, *Derecho Andino : Sistematización y comentários*, Quito, Tribunal de Justicia del Acuerdo de Cartagena, 1989. 英文テキストは、*International Legal Materials* [以下、ILM], Vol.8, 1969, p.910
- (4) *Integración Latinoamericana*, 1968, pp.22-29.
- (5) Latin American Common Market : Declaration of Presidents of O.A.S. Member States, ILM, Vol.7, No.3, 1967, May-June, pp.535-544.
- (6) B. Balassa, *The Theory of Economic Integration*, Homewood, Illinois, Richard D. Irwin Inc., 1961, p.6. (中島正信訳『経済統合の理論』、ダイヤモンド社、1963年)
- (7) アンデス地域統合のメカニズムについては、Alicia Puyana de Palacios, *Economic Integration among Unequal Partners, the case of the Andean Group*, Pergamon Press, 1982；細野昭雄『中南米の経済統合の現状と展望』

- (世界経済情報サービス, 1976年) ; 西向嘉昭, 前掲書, を参照。
- (8) Garcia-Amador, *op. cit.*, p.22.
  - (9) Rafael Vargas-Hidalgo, "An Evaluation of Andean Pact," *Lawyers of Americas*, Vol.10, 1978, pp.401-423.
  - (10) 金属機械工業計画(1972.8.20. 決定57号), 金属機械工業計画の再編(1979.7.23. 決定146号)の他, 石油化学工業計画(1975.8.29. 決定91号), 自動車工業計画(1977.9.13. 決定120号)がそれぞれ制定された。
  - (11) Edwin P. Lochridge, "The Role of the Andean Court in Consolidating Regional Integration Efforts," *Georgia Journal International & Comparative Law*, Vol.10, No.2, 1980, pp.366.
  - (12) 同決定の邦訳テキストは, 細野, 前掲書所収, pp.263-266。
  - (13) 共通外資規則のテキストは, *ILM*, Vol.11, 1972, p.126 (1971.6.24 決定37号, 1971.7.27 決定37—A号, 1973.2.13 決定70号, 1976.10.30 決定103号, 1976.11.30 決定109号, 1977.12.16 決定124号により改正)
  - (14) Lochridge, *op. cit.*, p.374.
  - (15) 1976年10月30日付修正議定書, Mantilla, *op. cit.*, p.347.
  - (16) 1978年4月21日付修正議定書, *Ibid.*, p.351.
  - (17) 加盟国の共通外資規則の運用の実態および共通政策の見直しについて, ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CEPAL)は1985年12月, 次の文書で評価を行っている。日本貿易振興会『アンコム諸国の共通外資政策(決議24号)の適用状況—その実態と展望』(部内資料), 1986。
  - (18) 1987年5月12日議定書, Mantilla, *op. cit.*, p.354. 理事会は同議定書を編纂したカルタヘナ協定(決定236号)(Junta del Acuerdo de Cartagena, *Acuerdo de Cartagena : Texto oficial codificado*)を1988年7月26日付官報に公布。*ILM*, Vol.28, 1989, p.1169.
  - (19) *ILM*, Vol.27, 1988, pp.974.
  - (20) キト議定書にもとづく統合機構の分析は, CEPAL, *La Institucionalidad en El Grupo Andino*, 1992を参照。
  - (21) *ILM*, Vol.28, 1989, pp.1165-1166.
  - (22) *Integración Latinoamericana*, No.155, 1990, p.59.
  - (23) *Integración Latinoamericana*, No.156, 1990, p.55.
  - (24) *ILM*, Vol.30, 1991, p.1283.
  - (25) 改正共通外資規則(決定第291号)の法的分析を行ったものには, Eduardo A. Wienner, "ANCOM : A New Attitude toward Foreign Investment," *Inter-American Law Review*, Vol.24, No.3, 1993, pp.435-465; Ewell E. Murphy,

- Jr., "The Andean Decision on Foreign Investment, An International Matrix of National Law," *International Lawyer*, Vol.24, No.3, 1993, pp.643-654.
- (26) *Integración Latinoamericana*, No.165, 1991, p.101.
- (27) 以上の記述は Junta del Acuerdo de Cartagena, *Acuerdo de Cartagena : Cronología de la integración andina* (出版年不詳) による。
- (28) Lochridge, *op. cit.*, p.372.
- (29) M・アクハースト『現代国際法入門』(落合淳隆監修・長谷川正国訳), 敬文堂, 1980年, p.283以下参照。
- (30) *ILM*, Vol.7, No.4, 1968, p.747-756.
- (31) LAFTA, CACM の経済統合の紛争処理手続との比較分析については, David J. Padilla, "The Judicial Resolution of Legal Disputes in the Integration Movements of the Hemisphere," *Lawyers of Americas*, Vol.11, 1979, pp.75-95.
- (32) Scott Horton, "Peru and ANCOM: A Study in the Disintegration of Common Market," *Texas International Law Journal*, Vol.17, 1982, pp.58-59 ; Vargas-Hidalgo, *op. cit.*, p.415.
- (33) Padilla, *op. cit.*, p.91.
- (34) Lochridge, *op. cit.*, p.361.
- (35) 同判決は *ILM*, Vol.11, 1972, p.576 ; "The Colombian Supreme Court Decision on Andean Foreign Investment," *Journal of International Law & Economies*, Vol.8, 1973, p.113.
- (36) 裁判所条約のテキストは, Mantilla, *op. cit.*, pp.149-160 ; *ILM* (英訳), Vol. 18, No.5, pp.1203-1210.
- (37) 裁判所規程のテキストは, Mantilla, *op. cit.*, pp.187-207 ; *ILM* (英訳), Vol. 28, No.2, pp.425-441. なお同規程にもとづく裁判所内規が1984年5月8日に公布されている。INTAL/BID, *El Tribunal del Acuerdo de Cartagena*, 1985, pp.193-207.
- (38) アンデス地域統合を規律する法源は, 第一次法源として, (1)カルタヘナ協定, (2)同修正議定書；ベネズエラの加入に関する追加議定書(1973), チリの脱退に関する修正議定書 (1976), リマ議定書 (1976), アレキパ議定書 (1978), キト議定書(1979), (3)カルタヘナ協定の司法裁判所の設置に関する条約, (4)アンデス議会設立条約がある。第二次法源として, (1)理事会決定, (2)委員会決議, (3)司法裁判所判決がある。CEPAL, *op. cit.*, p.44.
- (39) EC 裁判所の先行判決については, 吉野正三郎編著『EC 法と裁判』(成文堂,

1992年), p.99以下参照。

- (40) *ILM*, Vol.23, No.2, 1984, pp.423-425. ベネズエラの法律は同条約を部分的に批准する一方、条約の規定に従い批准していないため、当該批准が事実上適法であるか否かが疑問視されている。Pate の Introductory Note, *op. cit.*, p. 424.
- (41) Horton, *op. cit.*, pp.57-58.
- (42) INTAL/BID, *op. cit.*, p.74. ポリビア4件、コロンビア2件、エクアドル17件、ペルー17件、ベネズエラ3件。委員会は理事会、加盟国に対し、協定上の義務不履行の内容を四つの種類別に報告している (*Ibid.*, pp.73-74)。
- (43) CEPAL, *op. cit.*, p.48
- (44) キト議定書では、理事会、委員会は地域統合組織の立法機関、執行機関としてそれぞれ明確に位置付けられることになった。協定において、当初、委員会は理事会がその権限内で決定すべき一定の事項の排他的提案権を有していたが、これを喪失した。現行では、理事会は加盟国が個別または共同で理事会に付託した提案を承認、拒否または修正できる。他方、アンデス司法裁判所が統合機構に組み入れられた結果、裁判所との関係で、理事会、委員会は次のような機能を有している。理事会は、(1)裁判所の判決を効力あるものとするための必要な措置をとる、(2)委員会の決議の有効性を裁判所に申し立てる、(3)理事会決定の取消し訴訟の場合に被告として協力する、(4)裁判所の司法行政に参加すること。委員会は、前記(1)に加え、(2)加盟国により協定の義務不履行に関する意見が受け入れられない場合、裁判所に宣告を要請する、(3)理事会決定を裁判所に不服申立てする、(4)委員会決議の不服申立てがなされた場合、被告として協力すること。
- (45) CEPAL, *op. cit.*, p.62